

鎌倉市高齢者のための福寿優待サービス事業協賛申込について

【注意事項】

- * お申込みいただいた内容は、高齢者のための福寿優待サービス事業協賛店に関連する手続き、連絡以外での使用はいたしません。
- * 記入された情報に変更がある場合、御連絡をお願いいたします。
- * 協賛店舗として決定するにあたっては、審査基準（その業態が公共性を損なうおそれのない店舗であって、次のいずれにも該当しないこと）に基づいて審査を行います。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業に係る店舗又はこれに類する店舗等
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係る店舗等
 - (3) 法律の定めのない医療類似行為に係る店舗等
 - (4) 労働者の募集に係る店舗等
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある店舗等
 - (6) 政治団体又は政治活動に係るものと認められる店舗等
 - (7) 宗教活動に係るものと認められる店舗等
 - (8) 迷信若しくは非科学的と認められる店舗等
 - (9) 特定の事項についての主義又は主張に係る店舗等
 - (10) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する者、並びにこれらの者と密接な関係を有する店舗等
 - (11) 前各号に挙げるもののほか、サービスの内容又は表現が適当でないと認められる店舗等

* 協賛にあたっては、添付、鎌倉市高齢者のための福寿優待サービス事業協賛申請書を、郵送、FAX またはメールでご提出ください。

申請書提出先

〒248-8686

鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課 行

F A X : 0467-23-8700

メールアドレス : kourei@city.kamakura.kanagawa.jp

